

## 平成22年度下請取引適正化推進月間の内容

### 1. 推進月間キャンペーン標語

「いつも作って 発注書! いつも守って 下請法!」

### 2. 講習会の実施

親事業者と下請事業者との取引は、下請取引として「下請代金支払遅延等防止法」での優越的地位の濫用行為の規制や、「下請中小企業振興法」による振興基準によって、親事業者（発注者）の義務や禁止行為などのルールが定められています。

期間中に同二法の趣旨及び内容の周知徹底を図るため下記のとおり講習会を実施します。

### 記

#### 【公正取引委員会事務総局中部事務所主催】

- ◆愛知県会場 日時：平成22年11月 8日（月）13：30～16：30  
場所：名古屋国際会議場 4階「レセプションホール」  
（名古屋市熱田区熱田西町1-1）
- ◆富山県会場 日時：平成22年11月18日（木）13：30～16：30  
場所：ボルファートとやま 4階「珊瑚の間」  
（富山市奥田新町8-1）
- ◆石川県会場 日時：平成22年11月19日（金）13：30～16：30  
場所：石川県地場産業振興センター 本館3階「第5研修室」  
（金沢市鞍月2-1）

#### 【経済産業省中部経済産業局主催】

- ◆愛知県会場 日時：平成22年11月22日（月）13：30～16：30  
場所：名古屋国際会議場 4階「レセプションホール」  
（名古屋市熱田区熱田西町1-1）
- ◆岐阜県会場 日時：平成22年11月29日（月）13：30～16：30  
場所：岐阜県県民文化ホール未来会館「大会議室」  
（岐阜市学園町3-42）
- ◆三重県会場 日時：平成22年11月18日（木）13：30～16：30  
場所：プラザ洞津（どうしん） 「高砂の間」  
（津市新町1-6-28）

問い合わせ先：

公正取引委員会事務総局中部事務所下請課

電話：052-961-9424

中部経済産業局産業部中小企業課

電話：052-951-2748

### 3. 参考

#### 下請代金支払遅延等防止法

##### ●親事業者の義務

- ・取引条件等を記載した注文書の交付
- ・下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- ・下請代金の支払期日を定めること
- ・遅延利息の支払

##### ●親事業者の禁止事項

- ・受領拒否
- ・下請代金の支払遅延
- ・下請代金の減額
- ・返品
- ・買ったたき
- ・物品の購入強制・役務の利用強制
- ・報復措置
- ・有償支給原材料等の対価の早期決済
- ・割引困難な手形の交付
- ・不当な経済上の利益の提供要請
- ・不当な給付内容の変更・やり直し

#### 下請中小企業振興法

##### ●振興基準

- ・下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- ・親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- ・下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- ・対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- ・下請事業者の連携の推進